

信州農業生産力強化対策事業実施基準

信州農業生産力強化対策事業実施要領（以下、「実施要領」という。）第8に基づき、この事業の実施に関して必要な事項を次のとおり定める。

1 優先的に採択する事業

別表1に定めるとおりとする。

2 一般的基準

（1）国の助成対象となるものについては、原則として補助対象としない。

ただし、国事業で不採択となった事業等、助成対象ではあっても、国事業の活用ができない理由が明確な事業については、補助対象とする。

（2）助成対象が施設の場合は、事業実施地区が地域計画の区域内であること。助成対象が機械の場合は、事業実施主体もしくはその構成員又は受益者の過半が地域計画の目標地図に位置付けられた者であること。（目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。）

（3）事業実施主体が農業者の組織する団体・法人の場合、その構成員（法人にあっては、事務所）は、原則県内に住所を有すること。

ただし、養殖業者及び実施要領第4の（7）に該当する団体・法人は除くものとする。

（4）事業実施主体が、ゼロカーボンへ向けた取組を行うよう努めていること。

（5）補助対象とする共同施設・機械は、新品とし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、中古機械の取扱いについては別に定める。

（6）既存機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は補助対象としない。

（7）生産資材等消耗的物品は、原則として補助対象としない。

（8）用地の買収又は補償費は、補助対象としない。

（9）受益農家は3戸以上であること。

ただし、実施要領第4の（7）に該当する事業実施主体又は畜産経営体・養殖業者が取り組む場合は、この限りでない。

（10）機械の導入は、過剰投資とならないよう計画的な導入に努めること。

（11）トラクター、スピードスプレーヤ、ブームスプレーヤ（自走式は除く）、乗用草刈機及び高所作業車など、汎用性の高い機械は、補助対象としない。

（12）事業種目別の実施基準等は、別表2に掲げるとおりとする。

3 面積基準

事業実施主体の対象作物の作付面積が、おおむね次に掲げる規模以上か、または事業完了後3年間（果樹においては5年間）に、当該規模以上になることが確実と見込まれること。

（1）水稻	10 ヘクタール
（2）（1）以外の普通作物	3 ヘクタール
（3）りんご	3 ヘクタール
（4）りんご（高密度植・新しい化栽培）	1 ヘクタール
（5）りんご（フェザー苗木生産）	0.3 ヘクタール
（6）（3）以外の果樹	1 ヘクタール
（7）施設栽培（果樹・花き・野菜）	0.5 ヘクタール
（8）（7）のうち果菜類及びアスパラガス	0.1 ヘクタール
（9）露地葉洋菜（レタス、ハクサイ、キャベツ）	3 ヘクタール
（10）（9）以外の露地野菜	1 ヘクタール
（11）露地花き	1 ヘクタール
（12）特用作物等	0.3 ヘクタール

4 事業等の特認

- (1) 事業等の特認は、農畜水産業振興上、緊急に対応する必要性が認められる場合に限る。
- (2) 特認事業の実施基準は、当該別表の事業種目の基準に準ずる。
- (3) 対象品目の特認は、気候条件・土壌条件等栽培適性を有し、かつ、地域活性化に資する品目等であること。

5 事業種目別事項

(1) 産地環境整備事業

ア 産地環境整備事業

地域が一体となって行う産地規模の拡大や団地化に向け、共同で利用できる設備の導入支援

ただし、既存の計画や新たな計画に沿った農地の集約化等により、当該地域における作付面積及び受益者が集約化以前から増加することが見込まれる場合に限る。

なお、本事業における受益者とは、2の(9)に規定する受益農家が雇用する者を含む。

イ 省力管理施設・機械導入支援事業

産地における生産力強化のために必要な省力管理施設、機械等の導入支援

なお、畜産経営体が行き組む場合は、実施要領第4の(7)に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

- (a) 当該産地における省力効果が高く、生産性の大幅な向上など産地化を推進するためのモデル的な機械・設備であり、集团的に利用可能な場合に限り補助対象とする。
- (b) 対象品目が特用作物の場合は、実需者との契約取引が見込まれる場合に限る。
- (c) 農業協同組合等が、農業者による園芸作物生産用に貸し付けるために整備する場合についても補助対象とする。

ウ 産地流通体制整備事業

実需者との契約取引の拡大、省力化・効率化を支援

なお、畜産経営体及び養殖業者が行き組む場合は、実施要領第4の(7)に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

- (a) 実需者との新たな取り組みが見込まれる場合に限る。
- (b) 冷蔵・保冷設備の導入にあたっては、対象品目の出荷等調整機能や日持ちの大幅な延長が見込まれる場合に限る。
- (c) 花きについては、鮮度を保持するための鮮度保持剤の使用、湿式流通等の取組みを組合わせて実施すること。

(2) くだもの王国づくり推進事業

ア 園芸産地継承支援事業

農業従事者(年間150日以上)の常時従事者)を3人以上雇用している法人が行き組む場合は、実施要領第4の(7)に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

(ア) 樹園地整備に要する経費

- (a) 樹園地を借り受け改植し、リース事業等により、担い手への集積が確実であること。
- (b) 実施は場は、果樹経営支援対策事業又は産地生産基盤パワーアップ事業で改植する園地であること。

(イ) 一時的な樹園地の維持管理に要する経費

- (a) 樹園地を借り受け又は経営受託をし、一時的に維持管理し、その後、担い手に集積する仕組みが確立されていること。
- (b) 対象とする経費は、地域栽培基準に基づいた必要最小限の経費とし、当該年度又は前年度に、借り受け又は経営受託した園地に係るものとする。
- (c) 労務費及び委託料の事業実施主体と直接利害関係者への支払いは、補助対象としない。

イ 戦略的導入品目種苗生産体制構築支援事業

長野県果樹種苗協会会員の種苗業者が、フェザー苗の増産に取り組む場合は、実施要領第4の（7）に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

また、長野県果樹種苗協会会員の種苗業者が、フェザー苗木の増産に取り組む場合は、全面マルチ機と一体的に導入する場合に限り、全面マルチ機専用トラクターの導入について、実施基準の2の（11）の適用外とする。

ウ 戦略的導入品目安定生産支援事業

補助対象園地は、長野県果樹振興方針の重点品目・品種を栽培する園地に限るものとする。

（3）マーケットニーズ対応産地支援事業

ア マーケットニーズ対応条件整備事業

（ア）新品目、新品種及び多収品種の導入

実需者からの要望に対応するため、産地が導入を進めたい品目・品種の導入支援

（a）導入品目（品種）の栽培適地であること。

（b）実施地区の選定は、産地内の波及効果を十分考慮するものとする。

（c）事業実施に当たっては、栽培指導・販売推進体制を整備し、新品目等の普及に努めることを条件とする。

（イ）新作型の導入

実需者のニーズに対応し、作期の延長など新たな作型の導入支援

農業協同組合等が農業者による園芸作物生産用に貸し付けるために整備する場合についても補助対象とする。

（ウ）雨よけ施設・養液栽培システム・養液土耕装置の導入

品質の向上及び安定生産を図るための雨よけ施設及び養液栽培システム、養液土耕装置の導入支援

雨よけ施設（側面被覆含む）の導入は、品質の著しい向上が見込まれ、かつ、集団的に生産する場合に限り補助対象とする。育苗用施設の場合は、苗質の向上が見込まれ、かつ、集団的な利用の場合に限り補助対象とする。また、作型の前進による有利販売等の効果が見込まれる場合に限り、育苗用施設では加温設備も補助対象とする。

雨よけ施設及び養液栽培システム・養液土耕装置は、農業協同組合等が農業者による園芸作物生産の用に貸し付けるために整備する場合についても補助対象とする。

なお、野菜達成指標にかかる取組計画に位置付けられている者が取り組む場合は、実施要領第4の（7）に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

（エ）病虫害防除機械の導入

産地における生産力強化のために必要な病虫害防除機械等の導入支援

（a）当該産地における防除効果が高く、集団的に利用可能な場合に限る。

（b）対象品目が特用作物の場合は、実需者との契約取引が見込まれる場合に限る。

（c）農業協同組合等が、農業者による園芸作物生産用に貸し付けるために整備する場合についても補助対象とする。

イ 水田転換促進支援事業

水田転換畑において作付けを推進する品目に必要な機械・設備の導入支援

ウ 信州ブランド魚生産支援事業

事業実施主体の構成員は、信州サーモン振興協議会及び信州大王イワナ振興協議会に所属している養殖業者に限るものとし、実施要領第4の（7）に該当する事業実施主体として、

事業実施を可能とする。

(4) スマート農業推進事業

ア スマート農業導入実施支援事業

事業実施に当たっては、導入技術の地域への普及に努めることを条件とする。

原則として、作業受託のための導入、共同利用、データの共有等集団的に利用することが認められる場合に限り補助対象とする。ただし、自動運転草刈り機、自動運搬機及び水田の自動給水栓については、この限りではない。

また、ラジコン草刈り機、防除・散布用等ドローン等及びトラクター等自動操舵装置については、実施要領第4の(4)に該当しない農業者の組織する団体・法人が事業実施主体で、事業実施主体が2者以上から作業を受託し、かつ合計作付面積が20ha以上である場合には、実施要領第4の(4)のイによらず事業実施を可能とする。

なお、野菜達成指標に係る取組計画に位置付けられている者が取り組む場合は、実施要領第4の(7)に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

自動給水栓の導入に当たっては、地域の水利状況に照らし合せ、水田への入水時間を調整するなどの措置を講ずること。

イ 経営管理システム導入支援事業

(ア) 当該年度に、新たな経営管理システムを導入する者を補助の対象とする。その場合、事業実施主体はシステム導入にあたり、農業農村支援センター技術経営普及課やシステム提供業者等の指導を受けるとともに、経営の改善・高度化に積極的に取り組むものとする。

なお、農業従事者(年間150日以上)の常時従事者)を3人以上雇用している法人及び畜産経営体に取り組む場合は、実施要領第4の(7)に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

(イ) 補助対象経費

(a) 経営管理システムの導入費用は、ソフトウェア等の導入に係る初期経費を対象とし、パソコン・タブレット端末等の機器導入費用は除く。

(b) 畜産繁殖管理システムについては、サブスクリプションプラン等のリース契約を条件とし、上記(ア)に加え、センサー・中継器の使用料も補助対象とする。

(c) システム使用料及び導入・運用サポート経費として、導入から1年の間にかかるものであって、事業実施年度の末日までに支払が完了するものに限る。

(5) 持続可能な農業推進支援事業

ア 革新的技術の導入実践支援事業

事業実施に当たっては、導入技術の地域への普及に努めることを条件とする。

なお、野菜達成指標に係る取組計画に位置付けられている者が取り組む場合は、実施要領第4の(7)に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

イ 自然循環型農業定着促進事業

事業実施に当たっては、別添確認書の提出を条件とする。また、申請台数の上限は受益者3名に対して1台までとする。

(6) 輸出用果樹の戦略的導入支援対策事業

海外需要の高い果樹の生産を拡大するため、海外において需要が見込まれる品目・品種の導入すること及び栽培面積が増加することを条件とする。また、事業実施にあたっては以下の条件のいずれかを満たすものとする。

- ・国の輸出産地リストに記載されている。
- ・GFP(国農産物等の輸出プロジェクト)に登録している。
- ・長野県農産物等輸出事業者協議会の会員である。

なお、果樹経営支援対策事業の対象となるものは補助対象としない。

(7) 災害に強い園芸産地支援事業

ア リンゴトレリスの補強に要する経費

亜鉛溶融メッキ処理（通称：どぶ漬け）されたパイプを使用する等、自然災害の影響を受けにくい事業内容とすること。

イ 防霜用オイルヒーター（リターンスタック型）の導入に要する経費

受益者全員が農業収入保険または農業果樹共済に加入しているものとする。

燃焼法実施のための燃料にかかる経費は補助対象としない。

ウ 高温対策に要する経費

夏秋期の施設園芸作物の品質向上または生産力向上を図るために必要な省エネ型冷房設備の導入支援。

冷房設備の導入にあたっては、環境への負荷が小さい省エネ型の設備に限る。

別表 1

1 優先枠

項 目	取組内容	想定事業
日本一をめざす果樹（りんご、ぶどう、なし、もも）の産地力向上	○りんご高密度植栽培の推進 ・トレリスの補強に係る部材費 ・フェザー苗木の早期増産及び安定供給体制の支援（掘取機等） ○高品質果実生産の推進 ・新技術、新品種等を核とした果樹経営体が行き組む多目的ネット、雨よけ施設、開葯機、採葯機等、手持ち式花蕾採取機、花粉保管用冷蔵庫、防蛾灯の導入	災害に強い園芸施設補強支援事業 戦略的導入品目安定生産支援事業 マーケットニーズ対応条件整備事業
持続可能な農業の推進	・温室効果ガス排出抑制効果がある技術等の導入（蓄熱装置、もみがら簡易暗渠、せん定枝炭化器等）	革新的技術の導入支援事業 水田転換促進支援事業 自然循環型農業定着事業
信州農畜産物の輸出拡大	・海外において需要が見込まれている品種を生産する取組（輸出検疫対応機器等、輸出用果実加工施設整備）	輸出用果樹の戦略的輸出導入対策支援事業
デジタル技術等の活用による農業の生産性の向上	・施設内環境モニタリングシステム、環境制御機器、養液栽培システム（ハンモックベンチ吸い戻し式等）、畜産繁殖システムの導入 ・スマート農業加速化実証事業等により、技術検証や開発を行ったラジコン草刈機、レタス収穫機の導入	スマート農業導入実施支援事業 経営管理システム導入支援事業
普及活動計画重点課題への取組推進	・普及活動計画の重点課題に位置付けられている事業を推進	全種目

2 その他の採択基準

- ・革新的技術の導入実践支援事業については、県が開発し、普及に移した農業技術の積極的な導入を図る事業
- ・新規性、出荷力、生産力・需要対応力・収益力及び戦略性等に係る評価が高いと認められる事業
- ・地域計画が策定されている地域で実施される事業
- ・受益者の収入保険等農業保険加入率が高い事業
- ・「第4期長野県食と農業農村振興計画」の達成指標に係る事業、地域別実行計画又は普及活動計画に位置づけられている事業
- ・経営管理システム導入支援事業については、事業実施主体の常時農業従事者数（年間150日以上）が多い又は飼育頭数が多い事業

別表 2

	事業種目／細目	補助対象	実施基準	補助率
1 産地環境整備事業	(1) 産地環境整備事業	産地規模の拡大や団地化に向けた設備導入に要する経費 ●作業台、照明等共同利用施設の環境整備 ●高圧洗浄機等の共同利用機械 ●共同利用機械等の保管倉庫 ●簡易トイレ	○事業実施面積（現状） 1 ha 以上 （目標年度が現状の 1.5 倍以上となる面積拡大計画を有する場合に限る） （簡易トイレはほ場隣接設置に限る、設置台数は 2 台までとする）	1/2 以内 （1 事業実施主体につき 2,500 千円以内）
	(2) 省力管理施設・機械導入支援事業	省力管理施設・機械の導入に要する経費 [果樹、野菜、花き、特用作物、畜産] ○省力管理施設・機械 ●は種・定植機、収穫機、出荷調整機 （出荷ラインを体系的に整備する場合は、コンベアー等付帯設備も対象とする。ただし、汎用性がないものに限る） ●かん水施設 アスパラガス栽培用、ピーマン栽培用、トルコギキョウ栽培用 ●国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入）の対象とならないが、省力化が認められる機械 ●乾燥調製施設・機械 （特用作物に限る） [水稻（水田内乗用除草機に限る）] ●水田内乗用除草機 ○その他省力化が高いと認められる施設・機械	○事業実施面積 [露地果樹、露地野菜] おおむね 1 ha 以上 ただし、白ねぎの省力機械はおおむね 50a 以上、アスパラガス、ピーマンのかん水施設はおおむね 10a 以上 [施設果樹、露地花き] おおむね 30a 以上 [施設花き、施設野菜、特用作物等] おおむね 10a 以上 [畜産] 飼料生産組織（コントラクター）の作業面積おおむね 10ha 以上 [水稻] 有機栽培及び特別栽培実施面積がおおむね 5ha 以上 ※野菜については、「長野県野菜基本計画」記載品目又は「信州の伝統野菜」とする。	
	(3) 産地流通体制整備事業	実需者への供給に際し、必要な機械・設備等の導入に要する経費 [果樹、野菜、花き、特用作物、水産、畜産] ●冷凍、冷蔵（保冷）設備 ●台貫等省力計量設備 ●乾燥機械・設備 ●真空包装機 ●製氷機	○国庫補助事業で対応可能な規模の機械、設備は対象外とする。	
2 推進事業 だもの王国づく	(1) 園芸産地継承支援事業	樹園地の整備に要する経費 [果樹] ●雨よけ施設 ●果樹棚、かん水施設 ●多目的ネット	○事業実施面積 ・雨よけ施設 10a 以上 ・果樹棚、多目的ネット 30a 以上。なお、りんご高密度植・新わい化用のトレリスを設置する場合は、10a 以上とする。 （かん水施設は一筆当たりの面積が 10a 未満に限る）	1/2 以内 （1 事業実施主体につき 2,500 千円以

		一時的な樹園地の維持管理に要する経費 [果樹] ●労務費、委託料 ●農薬、肥料等資材費 ●修繕費 ●賃借料 (土地借地料を含む)	○事業実施面積 おおむね 10 a 以上	内)
	(2) 戦略的導入品目 種苗生産体制構築支援事業	フェザー苗の台木母株養成や早期増産及び安定供給体制の構築に要する経費 [果樹] ●賃借料 (土地借地料を含む) ●フェザー苗木生産に必要な資材（支柱に限る）及び機械 ●台木母株養成ほ場の整備及び管理に要する経費	○対象品種 長野県果樹振興品種とする。 ○台木母株養成については、フェザー苗木専用台木（M9、ナガノ）に限る	
	(3) 戦略的導入品目 安定生産支援事業	生産安定のための施設等の導入に要する経費 [果樹] ●多目的ネット ●ネットの設置に必要なパイプ等の資材 ●開葯機、採葯機等 ●手持ち式花蕾採取機 ●花粉保管用冷蔵庫 ●防蛾灯 ※1台で 2,000 m²以上を照射可能なもの	○対象品種 長野県果樹振興方針の重点推成品目・品種 ○事業実施面積 おおむね 50a 以上 ○対象品目 なし、りんご ○事業実施面積 おおむね 30a 以上 ○対象品目 りんご、もも、すもも ○事業実施面積 おおむね 30a 以上	
3 マ ー ケ ッ ト ニ ー ズ 対 応 産 地 支 援 事 業	(1) マーケットニーズ対応条件整備事業			1/2 以 内 (1 事 業 実 施 主 体 に つ き 2,500 千 円 以 内)
	① 新品種、新品目 及び多収品種の 導入	新品目、新品種及び多収品種の導入に要する経費 [野菜、花き] ●種苗 ●土壌改良資材 ●整地、深耕 ●資材費（支柱・ネット・電照等） ※ダリアへの品目転換の場合に限る。	○対象品目（品種） [野菜] トマト・ミニトマト 強勢台木（TMT079、スパイク 23）への接ぎ木苗 ただし、新規の取組に限る。 アスパラガス ゼンユウガリバー、ウェルカム AT、PA050 ただし、新植（雨よけ栽培）又はウェルカムからの転換に限る。 [花き] アルストロメリア ただし、新規参入に限る。 花木類 ただし、新植に限る。 その他 産地において実需者ニーズが創出されている、または輸出に適する品目、品種に限る。 ただし、新規の取組に限る。 ○事業実施面積 トマト・ミニトマト おおむね 10a 以上 アスパラガス 露地栽培：おおむね 30a 以上、	

			施設栽培：おおむね 10a 以上 リンドウ 露地栽培：おおむね 15a 以上 施設栽培：おおむね 10a 以上 アルストロメリア おおむね 10a 以上 花木 露地栽培 導入品目数が 1 品目の場合は、 おおむね 10a 以上、 2 品目以上の場合は、おおむね 15a 以上 施設栽培 おおむね 10a 以上 その他 おおむね 10a 以上	
	②新作型の導入	新作型の導入に要する経費 [花き] ●開花調整設備 電照設備、暖房機、冷蔵施設、 地中冷却装置、循環扇、 遮光設備	○対象品目及び作型 トルコギョウ：秋出荷 その他、需要に応じた品目の新 作型 ○事業実施面積 おおむね 10 a 以上	
	③雨よけ施設・養液栽培システム、養液土耕装置の導入	雨よけ施設及び養液栽培システム、養液土耕装置の導入に要する経費 [果樹、野菜、花き] ○雨よけ施設 ●パイプハウス（簡易的なものも含む） ○養液栽培システム ○養液土耕装置	○事業実施面積 [果樹、野菜（葉菜類）] おおむね 20 a 以上 [施設果菜類、アスパラガス、花き] おおむね 8 a 以上 ※ハウスの設置面積 ただし育苗用ハウスの導入に 当たっては、育苗した苗を用い た作付面積とする ○果樹の対象品目（品種） ぶどう（ガパープル、シャインマスカット、 クイーンルージュ®） すもも（ブルン含む） ※ハウスの設置面積	
	④病虫害防除機械の導入	病虫害に対する防除機械・施設の導入に要する経費 [果樹、野菜、花き、特用作物] ○病虫害防除機械 ●土壌消毒機 ●その他防除効果が高いと認められる施設・機械	○事業実施面積 [露地果樹、露地野菜] おおむね 1 ha 以上 [施設果樹、露地花き] おおむね 30a 以上 [施設花き、施設野菜] おおむね 10a 以上	
	(2) 水田転換促進支援事業	産地ごとに推進する品目の導入に必要な機械等の導入 [普通作物（種子栽培を含む）、果樹、野菜、花き、特用作物] ●推進品目の導入・栽培管理等に必要な機械・設備 ●ほ場の排水対策に必要な機械・設備（受託用を含む）	○対象品目 産地において設定された推進品目 ○事業実施面積 おおむね実施基準 3 に定める面積以上（種子栽培の場合は 1ha）	

	(3) 信州ブランド魚 生産支援事業	信州ブランド魚生産支援事業 導入稚魚を確実に出荷するため、歩留まりの向上や生育促進に必要な機械・設備等 [水産] ●防鳥ネット等施設 ●箱罟、カゴ罟等捕獲器 ●水槽設備一式 ●殺菌灯設備一式 ●給餌機 ●曝気設備一式（水車、ブローア等）	○対象魚種 信州サーモン、信州大王イワナ	
--	-----------------------	---	---------------------------------	--

4 スマート農業推進事業	(1) スマート農業導入実施支援事業	スマート農業技術導入に要する経費 ●施設内環境モニタリングシステム [対象機器の基準] 施設内の温度・湿度等を測定し、遠隔地からモニタリングできるもの ●環境制御機器 [対象機器の基準] 環境モニタリングシステムに加え、窓の開閉、かん水等の制御ができるもの ●ラジコン草刈り機 [対象機器の基準] おおむね斜度 30 度の畦畔に対応したもの ●自動運転草刈り機 [対象機器の基準] 草刈り能力が 30a/台のもの ●防除・散布用等ドローン等 [対象機器の基準] 搭載容量 5 kg 以上のもの 事業完了までに導入する機種のライセンス取得経費を含む ●トラクター等自動操舵装置 [対象機器の基準] 既存のトラクター等乗用農業機械に設置し、直進アシスト等の機能を付加するもの ●レタス収穫機 全面マルチ栽培の二条刈りに対応したもの ●自動運搬機 自動運転もしくは自動追従機能があるもの 積載量 100kg 以上のもの ●自動給水栓 水位センサーにより制御を行うもの（機械式制御は除く） 通信に必要な基地局及び設置に係る資材費を含む	○対象品目 施設園芸 （野菜、果樹、花き） ○事業実施面積 おおむね 10a ○対象品目 施設園芸 （野菜、果樹、花き） ○事業実施面積 おおむね 10a ○対象品目 普通作物、果樹 ○事業実施面積 普通作物：事業実施主体および受託含む作付面積がおおむね 20ha 果樹：おおむね 50a ○対象品目 果樹 ○事業実施面積 30a 以上 ○対象品目 普通作物 ○事業実施面積 事業実施主体および受託含む作付面積がおおむね 20ha ○対象品目 普通作物、露地野菜 ○事業実施面積 普通作物：作業面積のべ おおむね 30ha 露地野菜：作業面積のべ おおむね 3ha ○対象品目 露地野菜 ○事業実施面積 おおむね 3ha ○対象品目 果樹、野菜 ○事業実施面積 果樹、露地野菜：おおむね 30a 以上 施設野菜：おおむね 10a 以上 ○対象品目 水稻 ○事業実施面積 3 ha 以上	1/2 以内 （1 事業実施主体につき 2,500 千円以内）
-------------------------	---------------------------	---	---	--

	(2) 経営管理システム導入支援事業	経営管理システムの新規導入に要する経費 ○システム導入経費 ●システムの導入費用 ●システム使用料 ○導入・運用サポート経費 ●旅費、謝金、委託料	○対象品目 全ての品目	1/2 以内 (1 事業実施主体につき 300 千円以内)
		畜産繁殖管理システムの新規導入に要する経費 ○システム導入経費 ●システムの導入費用 ●システム・センサー等使用料 ○導入・運用サポート経費 ●旅費、謝金、委託料	○対象 繁殖雌牛(繁殖供与予定の牛を含む)おおむね 20 頭以上または搾乳対象牛おおむね 50 頭以上の法人及び畜産経営体	
進 5 支 持 援 続 事 業 可 能 な 農 業 推 進	(1) 革新的技術の導入実践支援事業	●別表 3 に定める県が開発し普及に移した農業技術 ●今後、普及に移す農業技術等になることが確実な革新的技術	○事業実施面積 おおむね 10a 以上	1/2 以内 (1 事業実施主体につき 2,500 千円以内)
	(2) 自然循環型農業定着促進事業	●果樹せん定枝炭化器	○事業費 1 事業実施主体につき 100 千円以上とする。 ○申請台数の上限は受益者 3 名に対して 1 台までとする。	
援 6 対 輸 策 出 事 業 用 果 樹 の 戦 略 的 導 入 支 援	輸出用果樹の戦略的導入支援対策事業	海外需要の高い果樹の生産拡大に要する経費 ●輸出用検疫対応用機器 (エアブラシ、防虫・防鳥ネット、鮮度保持処理施設) ●輸出用果実加工施設整備 (パイプハウス等)	○事業実施主体あたり導入面積 おおむね 30a 以上 ○対象 共同利用に限る ○対象品目 かき 事業実施面積 ハウス面積おおむね 5a 以上 なお、輸出を前提として栽培面積の増加計画がある場合に限る。	1/2 以内 (1 事業実施主体につき 2,500 千円以内)
7 災 害 に 強 い 園 芸 産 地 支 援 事 業	災害に強い園芸産地支援事業	りんごトレリスの補強に要する経費 ●補強に必要なパイプ等の資材 ●賃借料 (施行に要する機械) ●委託料	○対象品目 りんご	1/2 以内 (1 事業実施主体につき 2,500 千円以内)
		燃焼法実施のための資材の購入に要する経費 ●オイルヒーターの購入にかかる経費	○対象品目 果樹 ○事業実施面積 30a 以上 ○収入保険または果樹共済に受益者全員が加入していること	
		高温対策に要する経費 [花き] ●高温対策技術導入に要する経費 省エネ型冷房設備、地中冷却装置、細霧冷房装置 [野菜] 細霧冷房装置	○対象品目 施設野菜、施設花き ○事業実施面積 おおむね 8a 以上	

別表 3 令和 7 年度革新的技術の導入実践支援事業の補助対象となる技術一覧

品目	革新的導入技術	備考
野菜	●ハンモックベンチ吸い戻し式養液栽培技術 ●CO₂局所施用技術 ●細霧冷房システム ●UV-B 利用の病虫害防除技術 ●蓄熱材 (エネバンク) 設置による灯油消費量削減技術	平成 29 年普及技術 平成 29 年試行技術 令和 2 年試行技術 令和 2 年普及技術 令和 2 年技術情報

	●全層心土破碎機（カットブレーカー）による排水性向上技術 ●アスパラガス柵板式高畝栽培 ●平高うねマルチ栽培による湿害低減技術 ●細霧冷房低圧ミスト	令和 3 年技術情報 令和 3 年技術情報 令和 4 年度普及技術 令和 5 年技術情報
花き	●LED 利用等日長制御による開花調節技術 ●光利用の病虫害防除技術	平成 30 年試行技術ほか 平成 22 年試行技術ほか
その他	●特に、迅速に普及拡大が必要と認められる技術	